

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針等

1. 基本理念

本計画では、住民・事業者・行政が連携・協力して、ごみ処理の課題を解決していくための共通する合言葉として、基本理念を定めます。基本理念では、ごみを地域で活用できる資源（たから）として認識し、地域全体で「ごみゼロのまち」を目指すことを掲げます。

基本理念

ごみを資源に！地域の宝に！ ～みんなで創る「ごみゼロのまち」～

2. 基本方針

本計画では、基本理念である「ごみゼロのまち」が構築されるよう、次の3つの基本方針を定めます。

基本方針1：ごみの減量化・再資源化の促進

住民・事業者・行政の役割を明確にし、三者が一体となって取り組む施策を推進することで、ごみの減量化・再資源化を促進します。

基本方針2：ごみの適正処理

適正にごみ処理が行えるよう、収集・運搬から中間処理、最終処分までのごみ処理体制を構築します。

基本方針3：ごみ処理施設の整備

芸北広域きれいセンターごみ処理施設の整備に向けた事業を推進します。

第2節 目標設定

本計画では、今後、ごみの減量化・再資源化や適正処理を推進するため、現状を踏まえて、ごみ減量化目標、再資源化目標、最終処分目標を設定します。

1. 目標設定の考え方

本組合で排出されているごみは、約8割が可燃ごみです。可燃ごみの組成を見ると、生ごみや食品ロス、紙ごみ、衣類、プラスチック製容器包装といった、減量化・再資源化が可能なごみ種類が多く含まれています。

したがって、ごみ減量化目標、再資源化目標は、ごみ組成を踏まえて、分別や減量の施策効果を見込みます。なお、最終処分目標は、本組合のごみ処理体制を整理し、減量化・再資源化に取り組むことで、最終処分が発生しないものとしします。

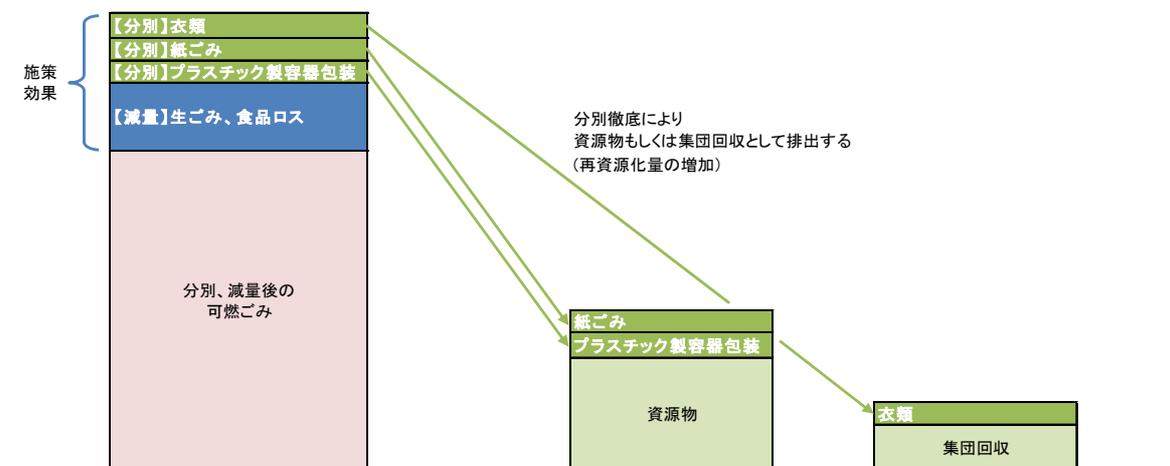


図 25 目標設定の考え方イメージ

2. ごみ減量化目標

本計画のごみ減量化目標値は、生ごみや食品ロスを中心に減量化することで、「平成38年度までに年間量10%削減(平成27年度比)」を目指します。

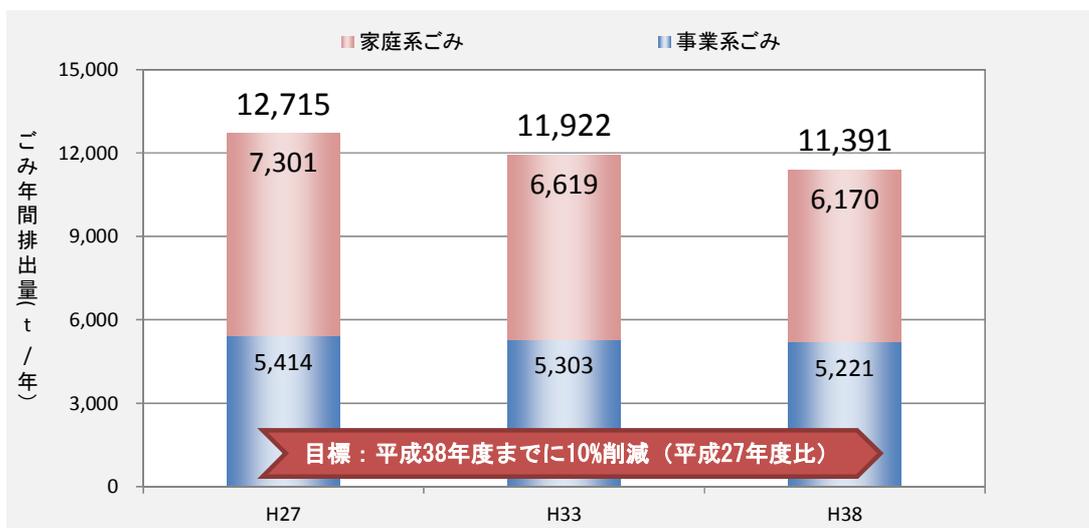


図 26 ごみ減量化目標(集団回収除く)

3. 再資源化目標

本計画の再資源化目標は、紙ごみ、衣類、プラスチック製容器包装の分別徹底や紙おむつの分別回収を行うことで、「再資源化率^{※1}で県内1位^{※2}」を維持します。そのために「再資源化率32%以上」を目指します。

※1 再資源化率(ごみ固形燃料化を除く)は下式により算出。

$$\text{再資源化率(％)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

(リサイクル率)

※2 平成27年度の再資源化率(ごみ固形燃料化を除く)は、北広島町が県内1位(30.8%)、安芸高田市が県内2位(28.8%)でした。

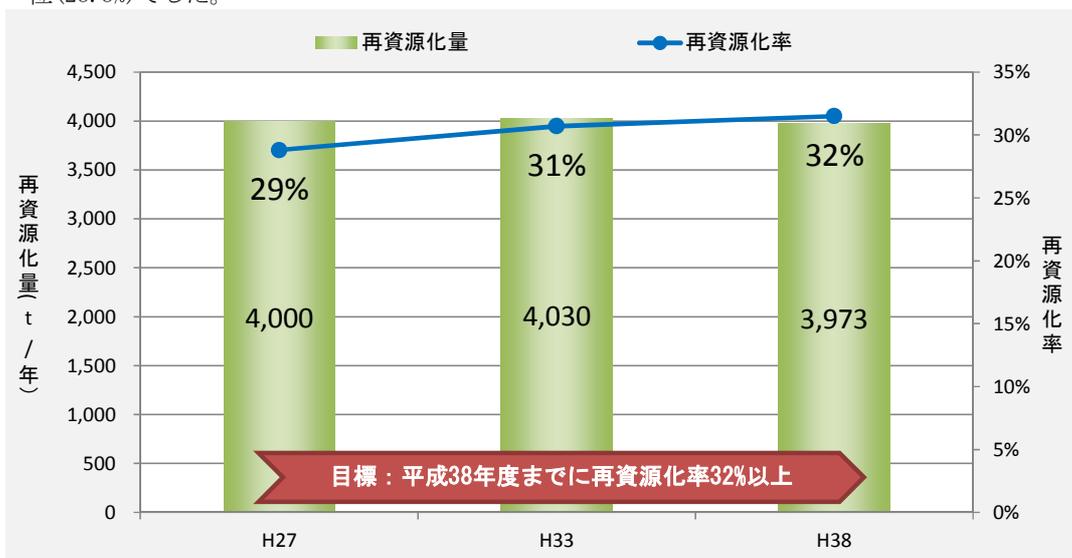


図 27 再資源化目標

4. 最終処分目標

本計画の最終処分目標は、ごみ排出段階での分別徹底により、焼却残渣に含まれる不適物の発生を抑制することや、再資源化業者と連携して不燃物残渣の再資源化を実施することにより、最終処分量ゼロを目指します。

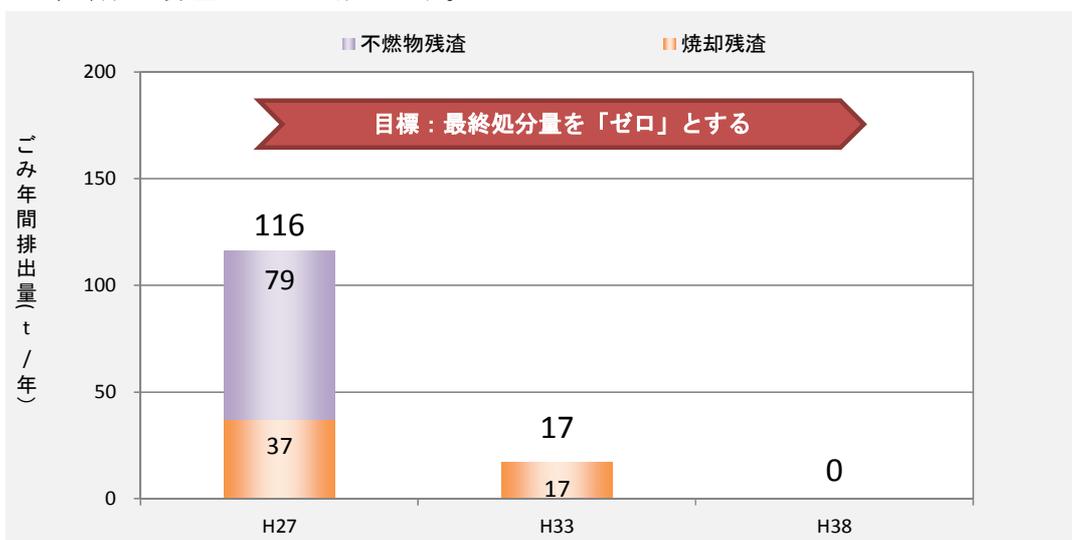


図 28 最終処分目標

第3節 施策体系

本計画では、目標を達成するため、3つの基本方針を柱として、各種施策を展開していきます。

表7 施策体系

基本方針	項目	施策内容	
ごみの減量化・再資源化の促進	家庭系ごみ	生ごみ	生ごみダイエットレシピの普及啓発
			生ごみ水切りダイエットの普及啓発
			生ごみダンボールコンポストの普及啓発
			生ごみ処理機購入補助の実施
			生ごみ堆肥の受け入れと有効利用
			地域生ごみリサイクルの検討
		食品ロス	食品ロス削減の普及啓発
		紙ごみ	紙製容器包装分別の普及啓発
			過剰包装自粛の普及啓発
		紙おむつ	布おむつ利用の普及啓発 紙おむつ分別収集事業の検討
	衣類	古着の集団回収を普及啓発 フリーマーケット開催・支援	
	プラスチック製容器包装	マイバック+マイタッパの普及啓発	
		「使い切ってから、洗ってから捨てる」を普及啓発 詰め替え製品利用の普及啓発	
	その他	アパートごみの分別指導	
		分別細分化によるリサイクルの検討	
	事業系ごみ	生ごみ	生ごみ分別収集によるリサイクルの検討
			ごみ減量等優良事業者、食品リサイクル優良事業者のPR実施
			事業系生ごみ減量化支援事業の推進
		紙ごみ	紙製容器包装の分別徹底を指導
			機密文書リサイクルの普及啓発
紙おむつ		紙おむつリサイクルの検討	
その他		コンビニエンスストアにおける分別徹底の指導	
	ごみ減量化、資源化に向けた事業者の協力体制づくり（オフィス町内会の構築） 事業者による資源物収集体制の検討 不用品引き取りによるリサイクルの検討		
	多量排出事業者に対する指導		
	事業系ごみの処理手数料見直し		
ごみ全体		ごみ減量パンフレットの作成・配布	
		ごみ減量化・再資源化講座の開催	
		ごみ減量アイデアコンテストの開催	
		リユース食器等の活用を普及啓発	
		エコイベントの手引きを作成	
		「ごみ減量化・再資源化の総合情報サイト」の開設	
		2R推進事業（不用品情報の提供によるリユースの活性化）の推進	
		修理ボランティアの募集	
		ごみ搬入物検査の実施	
		環境まつりでの普及啓発	
ごみの適正処理	収集・運搬	ごみの排出が困難な方への支援	
		ごみ収集・運搬業の許可	
		事業系ごみの排出方法	
	中間処理	芸北広域きれいセンターの維持管理	
		鹿等の野生鳥獣の処理	
	最終処分	ごみ排出段階での分別徹底による不適物の混入防止	
		コンクリートがらの再資源化	
	その他	不法投棄対策	
		災害廃棄物対策	
		在宅医療廃棄物対策	
環境美化活動 関係団体との協力			
ごみ焼却処理施設の整備	ごみ焼却処理施設の整備		

第4節 ごみの減量化・再資源化の促進

「ごみの減量化・再資源化の促進」では、目標が達成できるよう、可燃ごみとして多く排出されている生ごみや食品ロス、紙ごみ、プラスチック製容器包装、紙おむつを主なターゲットとした施策を展開します。

1. 住民・事業者・行政の連携・協力

ごみの減量化・再資源化に関する施策は、住民・事業者・行政がそれぞれの役割に基づいて連携・協力して行います。

住民の役割

ごみを出さないライフスタイルを心がけて行動する。

事業者の役割

ごみ減量化・再資源化に配慮した事業活動に取り組む。

行政の役割

住民・事業者と連携・協力しながら、ごみ減量化・再資源化に向けた施策を展開する。



2. 具体的な施策内容

1) 家庭系ごみに関する施策

家庭系ごみの減量化・再資源化を推進する施策は、対象とするごみが減量化されるよう、住民及び行政が主体となって実施します。

(1) 生ごみ、食品ロスに関する施策

● 生ごみダイエットレシピの普及啓発

生ごみの出にくい生活スタイルが定着するよう、生ごみダイエットレシピを紹介するホームページやチラシ等を作成し、レシピの普及啓発を実施します。



● 生ごみ水切りダイエットの普及啓発

野菜のヘタ等使わない部分は濡れないように分けておく、紙の上において乾かしてから捨てる、生ごみ水切り容器等で水分を絞ってから捨てる等、生ごみの水分をできるだけ切ってから捨てることの普及啓発を行います。

● 生ごみダンボールコンポストの普及啓発

生ごみ堆肥化の方法をまとめたマニュアルを作成し、配布することで、ダンボールコンポスト等の生ごみ堆肥化方法の普及啓発を行います。

● 生ごみ処理機購入補助の実施

安芸高田市では、引き続き生ごみ処理機購入補助を実施します。北広島町では、生ごみ処理機購入補助の制度を設けることを検討します。

● 生ごみ堆肥の受け入れと有効利用

各家庭で生成した生ごみ堆肥で不要となるものは、芸北広域きれいセンターに持ち込めるようにします。集まった生ごみ堆肥は、公園等の植木に散布、もしくは一定期間保管して、必要な人に分ける等、有効利用を図ります。

● 地域生ごみリサイクルの検討

各ステーションに生ごみ回収ボックスを設置し、生ごみと燃えるごみを分別収集することを検討します。なお、回収ボックスではなく、生ごみ堆肥化設備を設置し、その場で堆肥にすることも併せて検討します。



● 食品ロス削減の普及啓発

食品ロスが出にくい生活スタイルが定着するよう、冷蔵庫などにある食料品の在庫をこまめに確認すること、買い物メモを作ること等の普及啓発を行います。

コラム 生ごみ水切りの減量効果

生ごみは、安芸高田市が平成 26 年度に実施した「生ごみひとしぼりモニター」によると、捨てる前に水切りすることによって約 5%の削減が可能です。

器具名	有効回答数	ひとしぼり前の平均	ひとしぼり後の平均	しぼれた水分	減量率
しぼりっ子	3,509回	729.6g	692.8g	36.9g	5.10%

コラム 生ごみ堆肥化の減量効果

生ごみを堆肥化した場合、安芸高田市が平成 28 年度に実施した「竹チップ de 生ごみコンポストモニター」によると、1日当たり 364g 削減が可能です。

参加世帯数	生ごみ投入量	計測回数	1日あたりの削減量
16世帯	174.54kg	276回	364g

(2) 紙ごみに関する施策

● 紙製容器包装分別の普及啓発

お菓子の紙袋、缶ビールのケース等の紙製容器包装は、古紙類として分別することが徹底されるよう、再資源化できる紙製容器包装の品目について広報します。

● 過剰包装自粛の普及啓発

不要な紙による包装は断る等、過剰包装の自粛について普及啓発を行います。

(3) 紙おむつに関する施策

● 布おむつ利用の普及啓発

布おむつを使うことのメリットをホームページ等で紹介することで、布おむつの利用を普及啓発します。

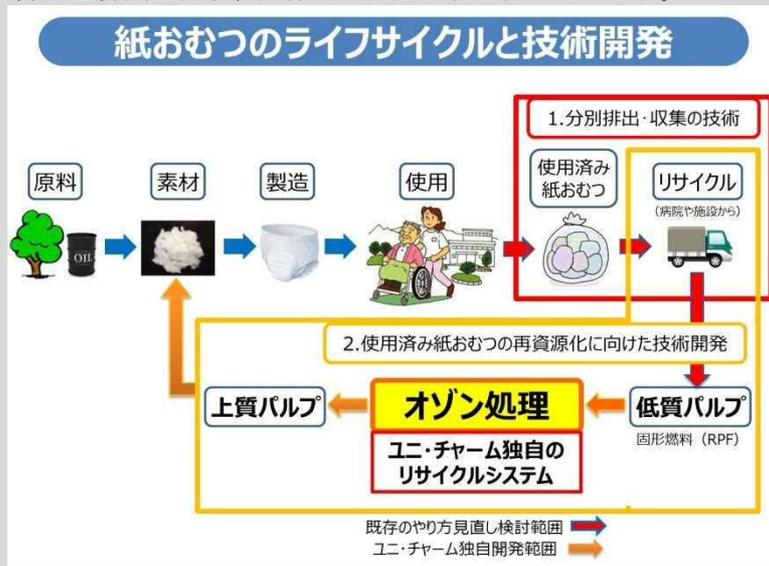


● 紙おむつ分別収集事業の検討

紙おむつの分別収集について検討します。分別された紙おむつは、リサイクル可能な再資源化業者に持ち込むことで、再資源化を図ります。なお、紙おむつ分別収集を実施する際には、専用の指定袋を無料で配布することを検討し、子育て世帯への負担を軽減するとともに、紙おむつの分別排出が行いやすいように配慮します。

コラム 紙おむつリサイクルの事例

近年の紙おむつリサイクル事例として、福岡県大木町では、紙おむつ用の指定袋と回収ボックスを用いて紙おむつの分別収集を実施し、再資源化業者により再パルプ化し、建材等の原料としてリサイクルしています。また、鹿児島県志布志市では、使用済み紙おむつを市民による分別と排出を行う、具体的な実証試験を行っています。



※ユニ・チャーム株式会社ホームページ参照

(4) 布類に関する施策

● 古着の集団回収を普及啓発

集団回収や店頭回収を行っている地点や情報をマップにして住民に配布します。特に、古着の集団回収については、ホームページで紹介する等、普及に努めます。

● フリーマーケット開催・支援

行政が主体となってフリーマーケットを開催することで、古着だけでなく、まだ使える物の再使用を推進します。また、住民団体が開催する場合は、フリーマーケットを開催する場所の提供や、開催日と開催場所をホームページで紹介する等により支援します。



フリーマーケットの様子（かんきょうまつり in あきたかた）

(5) プラスチック製容器包装に関する施策

● マイバック+マイタッパの普及啓発

買い物時には、マイバックと併せて、量り売りされている肉類等を入れるタッパを携帯することで、無料のビニール袋やトレイ等を使わないように普及啓発します。なお、マイバック+マイタッパの実践にあたっては、マイタッパ利用時の会計方法等について、商工会等の事業者団体と協議した上で検討します。



● 「使い切ってから、洗ってから捨てる」を普及啓発

コンビニ弁当容器等も再資源化できるように、食べ残しを減らし、捨てる前に簡単に水で洗い流してから捨てることについて、ホームページ等を通じて普及啓発します。

● 詰め替え製品利用の普及啓発

新品の製品ではなく、出来る限り、詰め替え製品を利用することを普及啓発します。

(6) その他

● アパートごみの分別指導

アパート等のごみ出しマナー改善に向けて、分別徹底を呼びかけるチラシの配布や、ごみ出しマナーが守られないアパート住民に対して直接指導を行います。



● 分別細分化によるリサイクルの検討

現在の分別項目について、収集・運搬経費と芸北広域きれいセンターでの分別経費を確認し、細分化を検討します。細分化するごみは、以下のごみ種類を想定します。

分別細分化を検討するごみ種類



びん（色別）



小型家電



衣類



プラスチック製品



生ごみ



紙おむつ

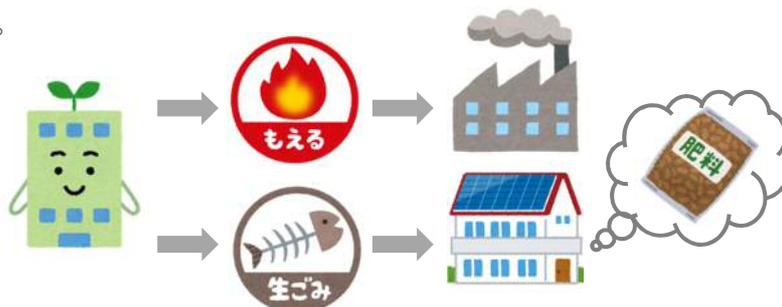
2) 事業系ごみに関する取り組み

事業系ごみの減量化・再資源化を推進する施策は、事業者及び行政が主体となって実施します。

(1) 生ごみに関する施策

● 分別収集によるリサイクルの検討

生ごみと燃えるごみを分別収集し、生ごみはリサイクルしている民間施設へ搬入することを検討します。



● ごみ減量等優良事業者、食品リサイクル優良事業者のPR実施

ごみ減量に積極的に取り組んでいる事業者を表彰し、優良事例としてPRします。なお、食品リサイクルに取り組んでいる事業者は特にPRします。

● 事業系生ごみ減量化支援事業の推進

事業者が自ら生ごみ処理機を設置して堆肥化している等、生ごみの減量化・資源化に取り組んでいる事業者を支援します。

(2) 紙ごみに関する施策

● 紙製容器包装の分別徹底を指導

紙製容器包装を燃えるごみではなく古紙類として出すよう、事業者へ指導を行います。

● 機密文書リサイクルの普及啓発

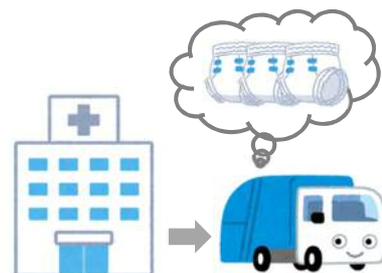
機密文書を捨てる際に、燃えるごみと分別し、リサイクル可能な民間業者を利用することの普及啓発を行います。



(3) 紙おむつに関する施策

● 紙おむつリサイクルの検討

病院、老人ホーム等でまとめて排出される紙おむつは、燃えるごみと分けて収集し、リサイクル施設にて処理することを検討します。



(4) その他

- コンビニエンスストアにおける分別徹底の指導

商工会等と連携して、コンビニエンスストアにごみを捨てていく人や、コンビニエンスストアの従業員に対して、分別を徹底するよう普及啓発を行います。

- ごみ減量化、資源化に向けた事業者の協力体制づくり（オフィス町内会の構築）

下記の「事業者による資源物回収体制」や「不用品引き取りによるリサイクル」が実施されるよう、商工会をまとめ役とした事業者同士の協力体制づくり（オフィス町内会）を行います。

- ・ 事業者による資源物収集体制の検討

資源化業者が各事業者の資源ごみを毎月 1～2 回直接収集を行うことによるごみ排出量の削減について、オフィス町内会が中心となって方法を検討します。行政としては、一般廃棄物収集運搬許可業者・事業者・商工会等と調整する等の支援を行います。



- ・ 不用品引き取りによるリサイクルの検討

住民の不要となった物を事業者で引き取ってリサイクルすることについて、オフィス町内会が中心となって方法を検討します。事業者で引き取る物は、住民がその店舗で買い物をすることで不要となる物（例えば、やかん、フライパン等の金属類）とします。行政は、引き取った物のリサイクルシステムを確認し、一般廃棄物収集運搬許可業者と調整する等の支援を行います。

- 多量排出事業者に対する指導

多量排出事業者に対しては、減量計画書の提出を求める等により、指導を強化します。

- 事業系ごみの処理手数料見直し

事業者自らの責任において適正に処理することと、事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、適正な事業系ごみ処理手数料を検討します。

3) ごみ全体に関する取り組み

家庭系ごみ、事業系ごみに関わらず、全体として推進する施策では、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえて実施します。

● ごみ減量パンフレットの作成・配布

ごみ減量化に向けた取り組み内容を取りまとめたパンフレットを作成し、配布します。パンフレットは家庭向けと事業者向けを作成します。

● ごみ減量化・再資源化講座の開催

子ども会、女性会、老人クラブ等の住民団体や事業者に対して、ごみ減量化やリサイクルについての講習会を開催します。



● ごみ減量アイデアコンテストの開催

住民に対してごみ減量化に向けた取り組みのアイデアを募集し、ごみ減量アイデアコンテストを開催します。優秀なアイデアは、広報等により取り組み内容を普及啓発します。

● リユース食器等の活用を普及啓発

会議等でペットボトル飲料でなく湯呑みを利用することや、地域のイベントでリユース食器を利用することを普及啓発します。

● エコイベントの手引きを作成

住民主体で行われるイベントを対象として、ごみが出にくいイベントとするための手引きを作成し、配布します。

● 「ごみ減量化・再資源化の総合情報サイト」の開設

住民や事業者のごみ減量化に関する情報源となるよう、ごみ減量化・再資源化に関する施策や情報を取り集めたホームページを作成します。



● 2R推進事業（不用品情報の提供によるリユースの活性化）の推進

売りたい物、不用になった物を集め、庁舎内や芸北広域きれいセンターのスペース（通称、エコ広場）に展示し、必要な人に譲ることで、不用品リユースを活性化します。また、欲しい物、譲ってほしい物の情報も収集し、エコ広場で公開します。

● 修理ボランティアの募集

芸北広域きれいセンターの粗大ごみや住民が持ち込んだ物を修理するボランティアを募集します。なお、このボランティア活動は、お年寄りの集まる場の提供としても活用します。

● **ごみ搬入物検査の実施**

芸北広域きれいセンターに一般廃棄物収集運搬許可業者により持ち込まれるごみの展開検査を実施し、不適物が含まれていた場合、分別を徹底するよう指導します。

● **「かんきょうまつり in あきたかた」での普及啓発**

安芸高田市で実施している「かんきょうまつり in あきたかた」にて、ごみの分別徹底や減量化・再資源化に向けた取り組みを紹介する等、イベントに参加した住民や事業者に対して普及啓発を行います。



「かんきょうまつり in あきたかた」の様子

第5節 ごみの適正処理（ごみ処理計画）

「ごみの適正処理」では、適正かつ効率的な処理が行えるよう、収集・運搬、中間処理、最終処分に関する体制を設定します。

1. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬の目標

収集・運搬の目標としては、快適な生活環境を維持するため、住民サービスを充実し、適正で効率的な収集・運搬に努めます。

2) 分別区分

分別区分は、現行と同様に、5種15分別とします。平成29年度より加入予定の芸北地域は、本組合と分別方法が異なるため、住民に対して周知徹底します。

なお、将来的には、紙おむつや生ごみの分別、びんの色別での分別等を検討します。

表8 本組合の分別区分

ごみ種類		品目
可燃ごみ	燃えるごみ	紙くず、木くず、布類、生ごみ、洗面器、CD等
	古紙類	新聞紙、ダンボール、雑誌、ざつ紙等
	紙おむつ (新たに追加を検討)	紙おむつ (新たに追加を検討)
不燃ごみ	燃えないごみ	小型電化製品、電源コード、金物、陶器、ガラス類等
	かん類	缶
	びん類	びん
有害ごみ		乾電池、蛍光灯、体温計
粗大ごみ		家具類、布団、ミシン、刈草機等
容器包装 ごみ	紙パック	牛乳パック
	プラスチック製容器包装	白色トレイ、食品トレイ、卵パック、レジ袋等
	ペットボトル	ペットボトル
出せないごみ		大型農機具、バイク、バッテリー、金庫、タイヤ、農薬、ガスボンベ、消火器、ドラム缶、ペンキの入った缶、ボタン電池、充電式電池、テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、パーソナルコンピューター

3) 収集・運搬の方法

収集・運搬は、現行と同様な方法を継続します。なお、収集・運搬業務は、効率化を考慮し、民間委託を行います。

なお、将来的に分別を行う紙おむつの収集・運搬については、ごみ量を踏まえた収集頻度やごみ処理手数料を設定する等、効率的な方法を検討します。

表 9 分別区分、収集・運搬体制（家庭系ごみ）（表 1 再掲）

ごみ種類		収集頻度	排出方法
可燃ごみ	燃えるごみ	週2回	組合指定袋に入れ、ステーションへ排出する
	古紙類	月2回	組合処理券を貼り、ステーションへ排出する
不燃ごみ	燃えないごみ	月2回	組合指定袋に入れ、ステーションへ排出する
	かん類	月2回	
	びん類	月2回	
有害ごみ		月2回	組合指定袋に入れ、ステーションへ排出する
粗大ごみ		年2回	組合処理券を貼り、ステーションへ排出する
容器包装ごみ	紙パック	月2回	組合指定袋に入れ、ステーションへ排出する
	プラスチック製 容器包装	月2回	
	ペットボトル	月2回	

表 10 ごみ指定袋、処理券、ごみ処理手数料の料金設定（表 2 再掲）

ごみ種類		ごみ指定袋	処理券※	ごみ処理手数料 (施設へ持ち込み時)
可燃ごみ	燃えるごみ	65 円/400 40 円/250	65 円/枚 (木くずのみ)	65 円/10kg
	古紙類	—	65 円/枚	
不燃ごみ	燃えないごみ	100 円/400	—	100 円/10kg
	かん類	50 円/200		
	びん類			
有害ごみ		100 円/80	—	
粗大ごみ		—	400 円/枚	
容器包装ごみ	紙パック	30 円/250	—	30 円/10kg
	プラスチック製 容器包装	30 円/500		
	ペットボトル	30 円/500		
特定家庭用機器廃棄物		3,000 円/台 (リサイクル券が必要)		

※処理券1枚当たりの金額

4) 収集・運搬量

収集・運搬量の見込みは、表 11 のとおりです。今後、収集・運搬量の見込みに基づき、収集・運搬方法を適時見直すことで効率的な収集・運搬を実施します。

表 11 収集・運搬量の見込み

市町	ごみ種類	平成27年度	平成33年度	平成38年度
安芸高田市	可燃ごみ	5,998	5,651	5,386
	不燃・有害ごみ	288	269	254
	粗大ごみ	48	10	9
	容器包装ごみ	80	80	80
	その他(家電)	0	18	17
	小計	6,414	6,028	5,746
北広島町	可燃ごみ	3,656	3,477	3,353
	不燃・有害ごみ	197	190	184
	粗大ごみ	7	6	6
	容器包装ごみ	41	42	43
	その他(家電)	0	6	5
	小計	3,901	3,721	3,591

※単位：t/年

5) 収集・運搬に関する施策

(1) ごみの排出が困難な方への支援

ごみをステーションまで排出することが困難な高齢者や障がい者の方への対応としては、今後、福祉行政との連携を図りながら、戸別収集を行う等の支援を検討します。

(2) ごみ収集・運搬業の許可

ごみ収集・運搬業の許可は、今後の事業系ごみ排出量の変動や、紙おむつの分別収集等による収集・運搬体制の変更を踏まえて、必要に応じて行います。なお、現在の体制においては、新たな許可は不要と考えています。

(3) 事業系ごみの排出方法

事業系ごみの排出方法は、現行と同様に、排出者自らがごみ処理施設に持ち込むか、本組が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼することとします。

2. 中間処理計画

1) 中間処理の目標

中間処理の目標としては、適正に処理することで生活環境を保全し、環境への負荷低減と省エネルギー化に努めます。そのため、芸北広域きれいセンターでは、適正な処理が継続できるよう維持管理に努めるとともに、老朽化対策（第6節 ごみ焼却処理施設の整備 P.45 参照）について検討します。

2) 中間処理の方法

中間処理の方法は、現行と同様、芸北広域きれいセンターにおいて適正に処理します。

民間委託により、適正処理が可能と判断されるものについては、民間事業者による処理も検討していきます。

表 12 中間処理方法

ごみ種類		中間処理
可燃ごみ	燃えるごみ	芸北広域きれいセンターで焼却処理する。
	古紙類	芸北広域きれいセンターで一時保管した後、業者により再資源化する。
不燃ごみ	燃えないごみ	芸北広域きれいセンターで破碎・選別する。
	かん類	芸北広域きれいセンターで破碎・選別に金属圧縮し、一時保管した後、業者により再資源化する。
	びん類	芸北広域きれいセンターで一時保管した後、業者により再資源化する。
有害ごみ		芸北広域きれいセンターで破碎・選別する。
粗大ごみ		芸北広域きれいセンターで破碎・選別する。
容器包装ごみ	紙パック	芸北広域きれいセンターで圧縮梱包し、一時保管した後、業者により再資源化する。
	プラスチック製容器包装	
	ペットボトル	

3) 中間処理量

中間処理量の見込みは、表 13 のとおりです。今後も中間処理量の見込みに基づいて、効率的に処理します。

表 13 中間処理量の見込み

項目	平成27年度	平成33年度	平成38年度
焼却処理	11,526	10,561	10,084
破碎・選別処理	1,4956	1,325	1,267
合計	13,022	11,886	11,351

※単位：t/年

4) 中間処理に関する施策

- 芸北広域きれいセンターの維持管理

芸北広域きれいセンターでは、これまでの機器の補修履歴を踏まえた補修計画を作成し、適正な維持管理を実施していきます。

- 鹿等の野生鳥獣の処理

近年、鹿等の捕獲又は道路事故による処理量が増加しており、焼却処理施設に影響を与えています。専用焼却炉の設置や微生物による減容・堆肥化处理について検討します。

3. 最終処分計画

1) 最終処分の目標

最終処分の目標としては、ゼロエミッション計画に基づき、最終処分量ゼロを目指します。

2) 最終処分の方法

最終処分の方法として、焼却残渣とガラスくず、陶器くずは、現行どおりとしますが、粗大ごみ破碎後の微小くずとコンクリートがらは、最終処分量ゼロを目指すため、再資源化を行います。

表 14 最終処分方法

種 類		現在の処理方法	今後の処理方法
焼却残渣	焼却灰、集じん灰	セメント原料化	現行と同様
不燃物残渣	ガラスくず、陶器くず	民間業者により、再生砂や道路路盤材として再資源化	現行と同様
	粗大ごみ破碎後の粉碎物 (木くず、プラスチック類)	民間業者により再資源化	再分別し、焼却処理 または再資源化
	コンクリートがら 粗大ごみ破碎後の粉碎くず (ガラスくずなど)	(一財) 広島県環境保全公社の最終処分場で埋立処分	再生砕石へ 再資源化

※焼却灰中の異物が発生した場合、民間業者により埋立処分している。

3) 最終処分量

最終処分量の見込みは、表 15 のとおりです。焼却残渣は、ごみ排出段階での分別徹底により、焼却残渣に含まれる不適物を削減することで、平成 38 年度までにゼロとします。不燃物残渣は、平成 33 年度までにコンクリートがら等を再資源化業者での資源化を実施します。

表 15 最終処分量の見込み

項 目	平成27年度	平成33年度	平成38年度
焼却残渣	37	17	0
不燃物残渣	79	0	0
合 計	116	17	0

※単位：t/年

4) 最終処分に関する施策

最終処分に関する施策としては、分別徹底による不適物の混入防止とコンクリートがらの再資源化を行うことで、最終処分量の削減を推進します。

- ごみ排出段階での分別徹底による不適物の混入防止
- コンクリートがらの再資源化（再資源化業者に引き取りを依頼）

4. その他関連処理計画

1) 不法投棄対策

不法投棄の対処方針として、以下の方策の実施について関係者と協議・検討します。

- 地域一帯となった不法投棄の事前防止活動
- 不法投棄が多い場所に、監視カメラや看板を設置
- 土地の所有者や管理者等に対して、自主的な監視を行うよう啓発

2) 災害廃棄物対策

災害時には、一度に多量の廃棄物が発生するため、本組合の施設のみでは処理能力が不足することが考えられます。したがって、構成市町の地域防災計画を踏まえた災害廃棄物処理計画を策定し、災害時を想定した処理体制や近隣自治体との連携体制の構築、仮置き場の設定、民間業者との協定の締結を推進します。

コラム 安芸高田市の地域防災計画

安芸高田市では、平成 28 年度に地域防災計画を策定しており、災害時における廃棄物の処理方法等を取りまとめています。

第 11 節 保健衛生・廃棄物処理計画

3 廃棄物の処理

(1) 実施責任者

- ア 一般廃棄物の場合の処理は市が行う責務を有し、住民はこれに協力する義務がある。
- イ 特別の事態が発生した場合、法令の定める者が廃棄物の処理を行う責務を有する。

実施責任者	措置の対象となるもの	措置の内容	法令名
市長	災害により処理が必要となった一般廃棄物	収集 運搬 処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 6 条の 2
知事（知事が実施を指示した場合は市長）	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの	除去	災害救助法施行令 第 3 条

(2) 適用基準

法令各区分	対象となるもの	対象区域
廃棄物処理及び清掃に関する法律	災害廃棄物	市の区域
災害救助法	土木、竹木等の障害物（ごみ等も障害が著しい場合は含む。）	災害救助法適用市町村の区域内で次の条件に該当するもの ○住家が半壊又は床上浸水し、障害物のため日常生活が営めない者で除去のための資力を有しない者

(3) 処理方法

区分	処理方法
ごみ	次の事項について処理計画をたて実施する。 ア 処理班の編成（運搬車、人員の配置） イ 処理施設、集積場所、仮置き場の決定
し尿	次の事項について処理計画をたて実施する。 ア 処理班の編成（運搬車、人員の配置） イ 避難所等への対応仮設トイレの設置 ウ 地域内への臨時貯留槽の設置 エ 収集したし尿の処分等の実施
障害物	ごみに準じて処理する。

3) 在宅医療廃棄物対策

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物であり、今後、高齢化が進むことにより増加することが予測されます。

在宅医療廃棄物の処理にあたっては、適正に処理されるよう、医療機関や薬局、介護者との連携を図ります。

在宅医療廃棄物の種類

注射針（在宅自己注射に使用するペン型のもの、血糖値測定穿刺針を含む）

注射筒（インスリンカートリッジを含む）

ビニールバッグ類、導尿カテーテル類

その他チューブ・カテーテル類

脱脂綿・ガーゼ、血糖値測定用の試験紙

紙おむつ

残薬

処理方法

医療機関へ排出する（排出ルートが無い場合は、可燃ごみとして排出可能）

※参考：広島県資料「在宅医療廃棄物の収集状況（平成27年4月1日現在）」

4) 環境美化活動

環境美化活動が推進されるよう、以下の方策の実施について関係者と協議・検討します。

- 住民・事業者が参加しやすいように、行政として環境美化活動への助成・支援
- 美化活動の推進、住民意識の高揚を図るため、「美化推進モデル地域」を設定
- モラルやマナーの低下という住民意識に着目し、普及啓発活動を推進
- 散乱対象物（特に空き缶）に着目し、自動販売機の届出制や事業者の回収義務を徹底
- ポイ捨て行為自体に着目し、条例に禁止規定や罰則規定を制定

5) 関係団体との協力

関係団体と安芸高田市・北広島町・本組合が連携した施策としては、例えば、廃食油の回収が行われており、今後、さらに連携をしていくことで大きな効果が期待できます。そのため、本計画で設定した施策は、取り組み方法や詳細な内容について、関係団体と協議し、適正に推進していくものとします。

第6節 ごみ焼却処理施設の整備

芸北広域きれいセンターは、稼働後20年以上が経過しています。その中でもごみ焼却処理施設は、最も老朽化がみられることから、老朽化対策を検討します。

現時点の老朽化対策として考えられる方法は、表16に示す4方法があります。今後、本組合にとって有利となる方法について検討を進め、老朽化対策に向けた事業を実施します。

表16 芸北広域きれいセンター 老朽化対策

対策方法		概要
定期補修	これまでの補修内容、設備状況を踏まえた補修計画を作成し、適宜、補修工事を実施します。	【長所】 <ul style="list-style-type: none"> ● 現有施設の有効利用が図られます。 ● 運転方法や機械設備を熟知しているため、状況に応じて補修計画の見直しができる等のリスク対応が可能です。 ● 計画的な補修実施により、一時的な多額の資金の必要性がなく、経費の平準化が可能です。 ● 稼働期間に応じて、工事費の削減が可能であり、計画変更への対応度が高くなります。
		【短所】 <ul style="list-style-type: none"> ● 突発的な故障による停止や補修等が発生する恐れがあります。 ● 稼働期間が長くなるほど、補修費の増大が予想されます。 ● 処理能力の向上が困難です。
大規模改造	基幹的設備の更新、補修を行うことで、低下していたごみ処理能力を改善し、約15年の延命化を図ります。	【長所】 <ul style="list-style-type: none"> ● 現有施設の有効活用が図られます。 ● 性能水準の回復が図られます。 ● 省エネルギー化が図られます。 ● 今後15年の整備スケジュールを整理するため、計画的な補修が可能となり、経費が平準化されます。
		【短所】 <ul style="list-style-type: none"> ● 更新・補修を実施しなかった設備の劣化状況の観察が重要です。
新規建設	新技術・新構想による新しいごみ焼却施設を建設します。	【長所】 <ul style="list-style-type: none"> ● バイオマス施設等、新たな構想による施設を建設が可能です。 ● 省エネルギー設備、エネルギー回収設備等、新技術の採用が可能です。
		【短所】 <ul style="list-style-type: none"> ● 建設予定地の決定（地元同意等）に困難が伴います。 ● 今後のごみ量や分別方法を含めた長期的な計画及び資金計画の立案が不可欠です。
委託処理	現ごみ焼却施設を廃止し、ごみ焼却処理を民間企業に委託します。	【長所】 <ul style="list-style-type: none"> ● 焼却処理に係る人件費部分が削減でき、民間の処理施設を活用するため、建設費が不要です。また、ごみ量が減少すれば、委託費用がその分削減できます。 ● 焼却処理量が少ない場合、又は一時的な対応としては、金額が安価となるため有効な手法です。 ● 施設の更新や維持管理に係る費用が発生しないため、費用の平準化が図られます。
		【短所】 <ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業がごみ処理事業から撤退する等のリスクを考慮する必要があります。 ● 複数の処理システムを検討し、リスク分散する必要があります。

第7節 計画推進体制

1. 住民、事業者との協力

本計画の目標を達成するには、住民、事業者、行政の各主体が協働で取り組むことが不可欠です。本計画では、基本理念「ごみゼロのまち」の実現に向けて、本計画で設定した施策を住民、事業者、行政で一体となって取り組みます。

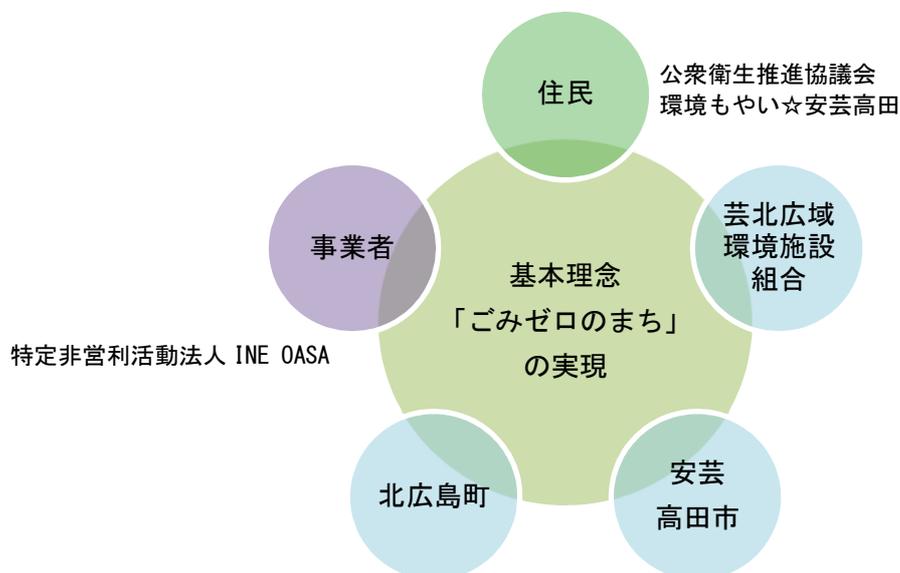


図 29 住民、事業者との協力

2. 計画進行管理

本計画の施策を確実に実施していくためには、各施策の取り組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、これに基づいて必要な追加施策等を講じていくことが必要です。そのため、PDCAサイクルにより、継続的に管理をしていきます。

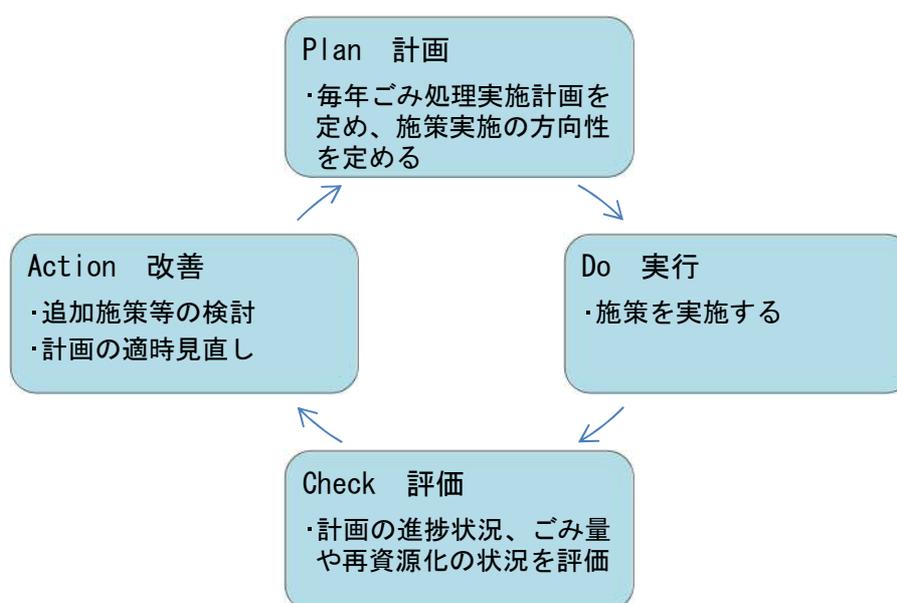


図 30 計画進行管理

第8節 目標総括

ごみ減量化、再資源化、最終処分目標総括を以下に示します。

表 17 目標総括表

項目		現状 (平成 27 年度)	中間目標 (平成 33 年度)	目標 (平成 38 年度)
ごみ減量化目標	ごみ排出量 (集団回収除く)	12,715 t/年	11,922 t/年	11,391 t/年
	削減率 (H27 比)	—	-6 %	-10 %
再資源化目標	再資源化率	29 %	31 %	32 %
最終処分目標	最終処分量	116 t/年	17 t/年	0 t/年
ごみ排出量 (集団回収含む)		13,889 t/年	13,111 t/年	12,594 t/年

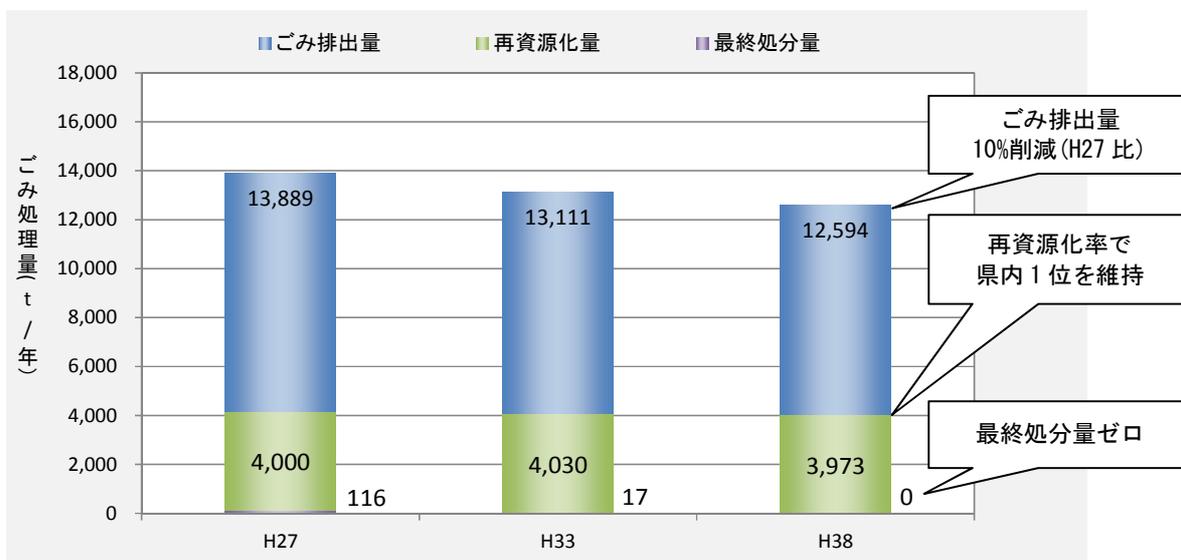


図 31 目標総括

ごみ排出量を 10%削減するには 「一人一日当たり 14g の減量化」 が必要です。
再資源化率 県内 1 位を維持するため「再資源化率 32%以上」を目指します。

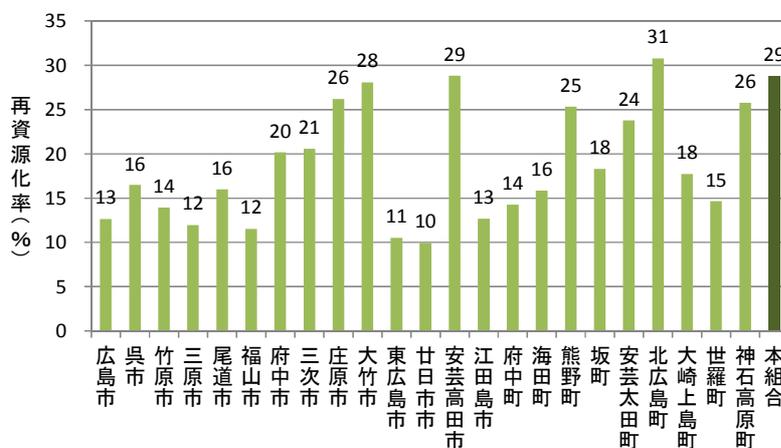


図 32 広島県内の再資源化率 (平成 27 年度)

※1 一般廃棄物処理実態調査 (環境省) より、再資源化率(ごみ固形燃料化を除く)を算出。
 ※2 本組合の再資源化率は、北広島町(県内 1 位)と安芸高田市(県内 2 位)の再資源化量から算出した数値であり、県内 3 位の大竹市(28%)よりも高いため、現状、県内 1 位となります。